

令和4年度（第5回）  
社会教育委員会議 議事資料

# 目 次

## 協議事項

### (1) 文化財の保存と活用及び今後の方策について

○今後の取組みについて	.....	P. 1
○文化財保護法の一部改正の概要	.....	P. 2
○加古川市歴史文化基本構想（抜粋）	.....	P. 5
○日岡山古墳群（図面）	.....	P. 8
○加古川市史（抜粋）	.....	P. 9
○日岡山公園再整備事業に伴う 埋蔵文化財試掘調査の結果について	.....	P. 12
○日岡山古墳群 現地確認予定表	.....	P. 16

## 報告事項

### (1) 東播磨・北播磨地区社会教育・公民館

合同研究大会（10/20）の参加報告について	.....	P. 17
------------------------	-------	-------

### (2) 兵庫県社会教育研究大会（11/30）の参加報告について

.....	P. 18
-------	-------

## 今後の取組みについて

### 1 市登録文化財制度の創設

- ・令和3年4月の文化財保護法改正により、地方公共団体による文化財の登録制度等が新設され、本年4月より施行された。本市でも制度の創設を進め、わがまち自慢やまちおこしなどの起爆剤として、観光やまちづくりに役立てたい。  
→加古川市文化財の保護に関する条例の改正  
→市登録文化財候補の整理（登録候補リスト作成の準備）

### 2 補助金交付制度の整備

- ・指定文化財の修理や保存管理のために補助金交付の各種規定があるが、国・県・市の各指定について整理が必要（補助金交付要綱、規則等との整合性含む）
- ・予算確保の道――具体的な目標をつくる  
指定文化財の管理や修理等に要する経費の一部に対する補助制度の充実を検討中

### 3 文化財保存活用地域計画の策定

- ・平成31年3月に「加古川市歴史文化基本構想」を策定したが、関連文化財群のつながりとまとまりを守り、育み、活用し、地域住民が中心となって、市の魅力向上と地域活性化につなげるための具体的な計画が必要である。
- ・「日岡山公園地区」  
再整備事業で注目される日岡山公園を中心とした区域に、日岡山古墳群の保存と活用等を主とした計画の策定が必要と考えられる。
- ・「鶴林寺地区」  
国宝や国の重要文化財が多数存在し、現在も国・県・市の補助を受け「鐘楼」や「護摩堂」の修理が進んでいる鶴林寺を中心とした計画の策定が考えられる。
- ・「寺家町・本町地区」  
旧加古川図書館や日本毛織社宅など近代建築物や、称名寺や春日神社などの神社仏閣、「かわまちづくり」や寺家町商店街とのコラボレーションなどが考えられる。
- ・その他  
「西条古墳群」「教信寺」「平荘の石棺仏」「中道子山城周辺」なども候補地区である。

# 文化財保護法の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

## 概要

[文化財保護の制度]

	文化財の種類	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな 保護措置
国	有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	○	新設
地方	[文化財の種類は任意]	○	新設

## 1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

### (1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に指定されていない無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録できることとする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

#### 【登録の効果】

- ・ 保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・ 保存・公開に要する経費の補助、指導助言【第76条の10～第76条の12関係】
- ・ 登録無形文化財保存活用計画の作成・認定【第76条の13～第76条の17関係】  
（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

### (2) 無形の民俗文化財の登録制度

- （1）無形文化財と基本的に同様の制度として新設する。【第90条の5～第90条の11関係】

### (3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日
- ※ 新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。

## 2. 地方登録制度の新設

### (1) 概要

- ① 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により登録した文化財のうち適当であると思料するものについて、文部科学大臣に対し、国の文化財登録原簿への登録を提案できることとする。【第182条の2関係】

### (2) 施行期日

- 令和4年4月1日

# 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・ 保存活用計画の策定等に関する指針【概要】

## 指針の位置付け

平成30年の文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに制度化された（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。

## 指針の主な内容

### 1. 文化財保存活用大綱

○大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。

○大綱には、以下に掲げる内容を基本的な記載事項として定める。

- ①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
- ③域内の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制

○策定の際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。

### 2. 文化財保存活用地域計画

○地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

○地域計画には、以下に掲げる内容を記載事項として定める（法第183条の3第2項各号）。

（第1号関係）[当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]

- ①当該市町村の概要、②当該市町村の文化財の概要、③当該市町村の歴史文化の特徴、
- ④文化財の保存・活用に関する課題、⑤文化財の保存・活用に関する方針

（第2号関係）[⑥当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容]

（第3号関係）[⑦当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]

（第4号関係）[⑧計画期間]

（第5号関係）[文部科学省令で定める事項] ⑨文化財の保存・活用の推進体制等

（その他、必要に応じて任意で定めることができる事項）

- ⑩関連文化財群に関する事項、⑪文化財保存活用区域に関する事項、⑫認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容、⑬その他の事項

○作成の際は、協議会を設置して多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できる。また、地方文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により住民意見の反映に努めることが必要。

○文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要（法第183条の3第5項各号）。

（第1号関係）[当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること]

- ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（第2号関係）[円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること
- ・認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること

（第3号関係）[大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること]

### 3. 文化財保存活用支援団体

- 支援団体は、市町村が地域の民間団体と連携・協力していくパートナーシップを結ぶことにより、地域の多様な主体を文化財に関する各種施策の推進主体として位置付けたもの。
- 支援団体には、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体などが指定されることが考えられる。
- 指定の際は、定款や事業計画書、財務諸表等により、団体の組織・資金等の面を確認することが必要。また、市町村と支援団体は適正な役割分担のもとに円滑に連携するため、定期的に意見交換の場を設けるなど、認識の共有を図りながら取組を進めることが望ましい。
- 個人・法人が重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を一定の支援団体に譲渡する場合、譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。

### 4. 保存活用計画

- 保存活用計画は、個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である。
- 保存活用計画には、文化財類型に応じた記載事項を定める。

#### 【重要文化財（建造物）の場合】

（当該重要文化財に関する基本的な事項）

- ①当該重要文化財の名称・所在地等、②当該重要文化財の所有者・管理団体等、③保存活用計画の対象とする区域、④当該重要文化財の概要・価値等

（当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ⑤保存の現状と課題、⑥活用の現状と課題、⑦保存管理に関する事項、⑧環境保全に関する事項、⑨防災・防犯に関する事項、⑩活用に関する事項、⑪保護に関する諸手続

（計画期間）⑫計画期間

（必要に応じて任意で記載する事項）

- ⑬現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に関する事項、⑭修理に関する事項

- 作成の際は、地方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家等の指導・助言を求めたり、意見を聴きながら作成することが考えられる。
- 文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要。

（保存活用計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること）【全類型共通】

- ・文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）【全類型共通】

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること

（大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること）【全類型共通】

- ・保存活用計画の内容が大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

（現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

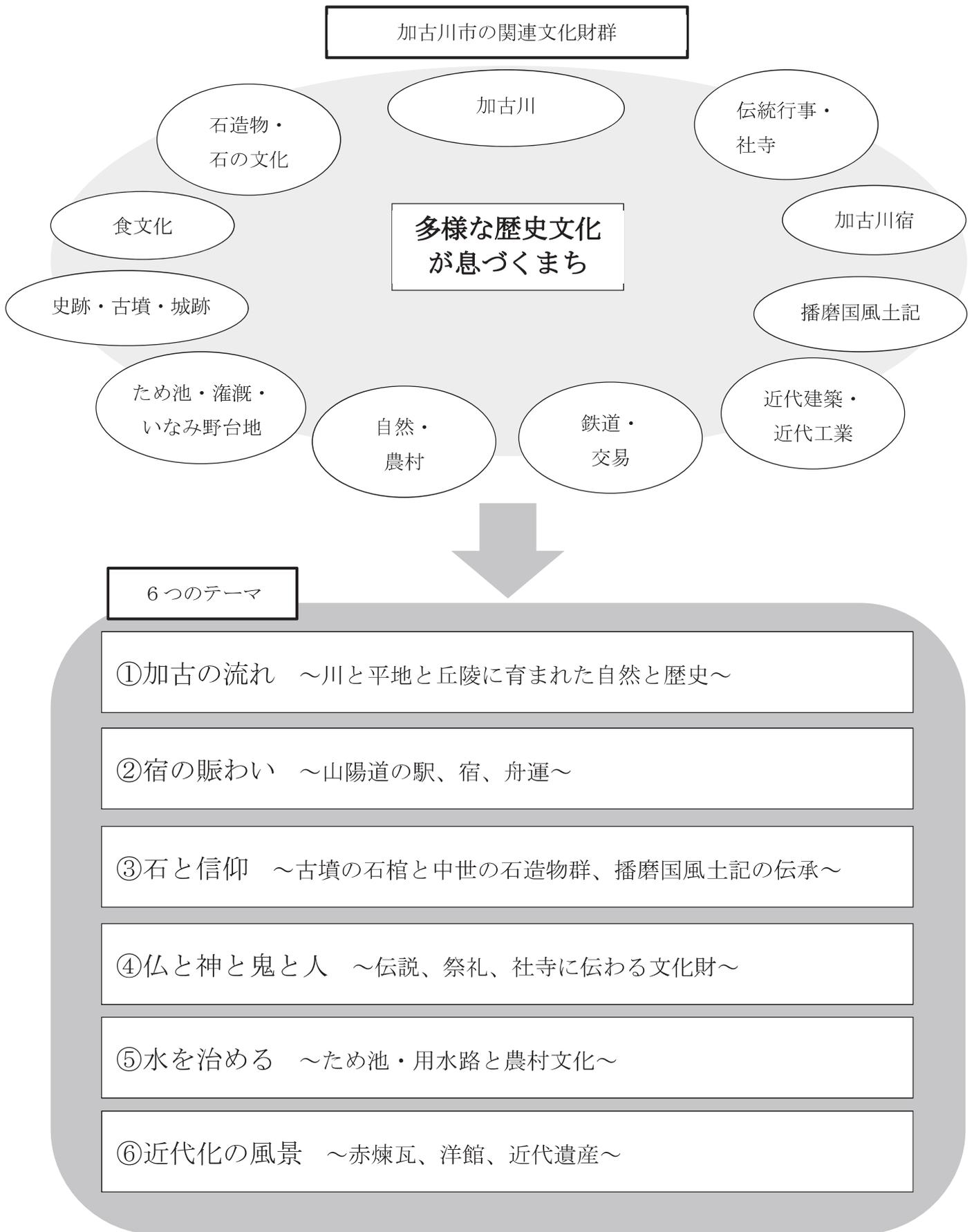
- ・現状変更等の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財】

- ・修理の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財（美術工芸品）、登録有形文化財（美術工芸品）】

- ・当該寄託契約に、寄託先美術館・博物館で当該美術工芸品を適切に公開する旨の定めがあることや、5年以上の期間にわたって有効な契約であることなど



加古川市の歴史的特徴と関連文化財群の関係性

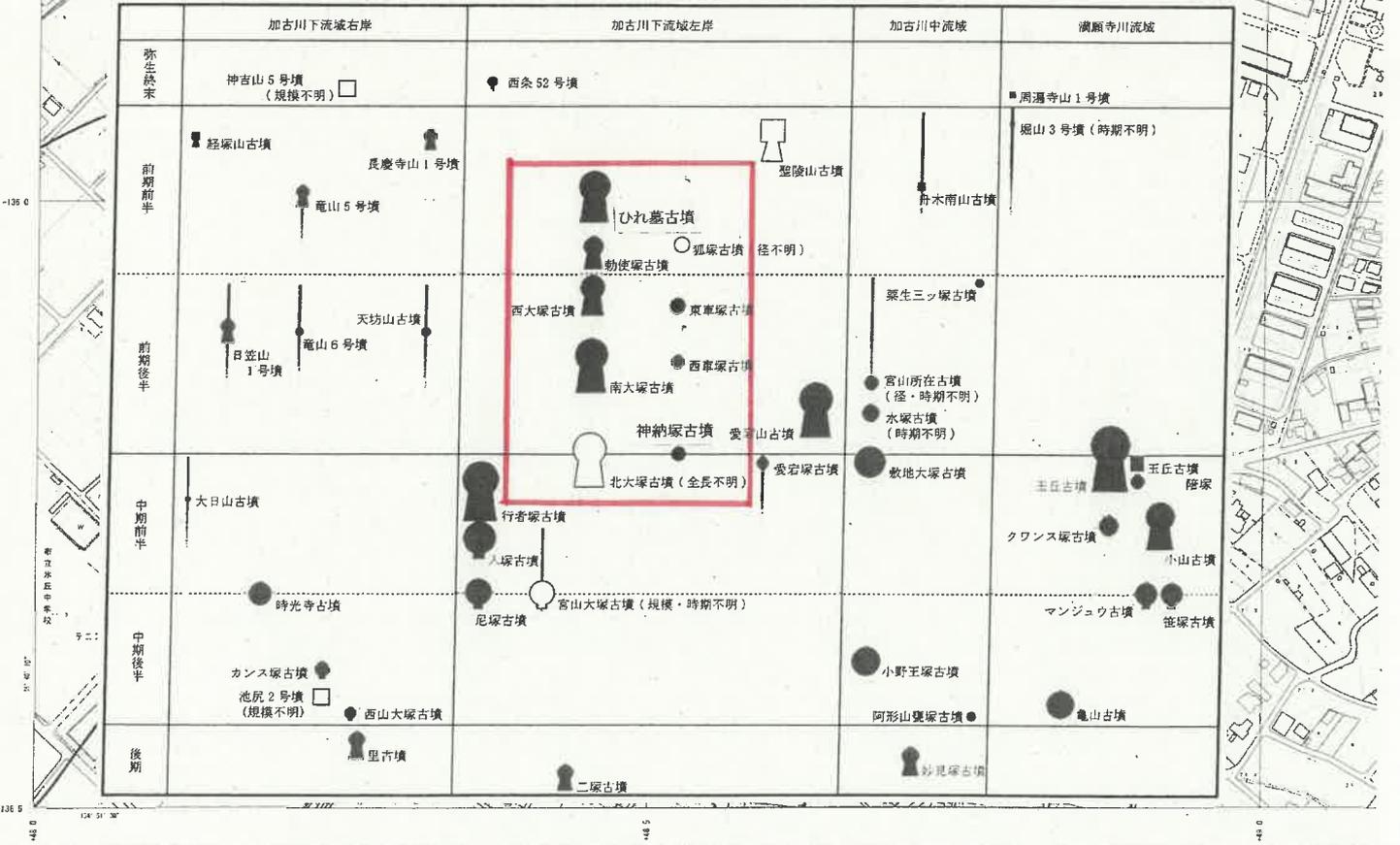
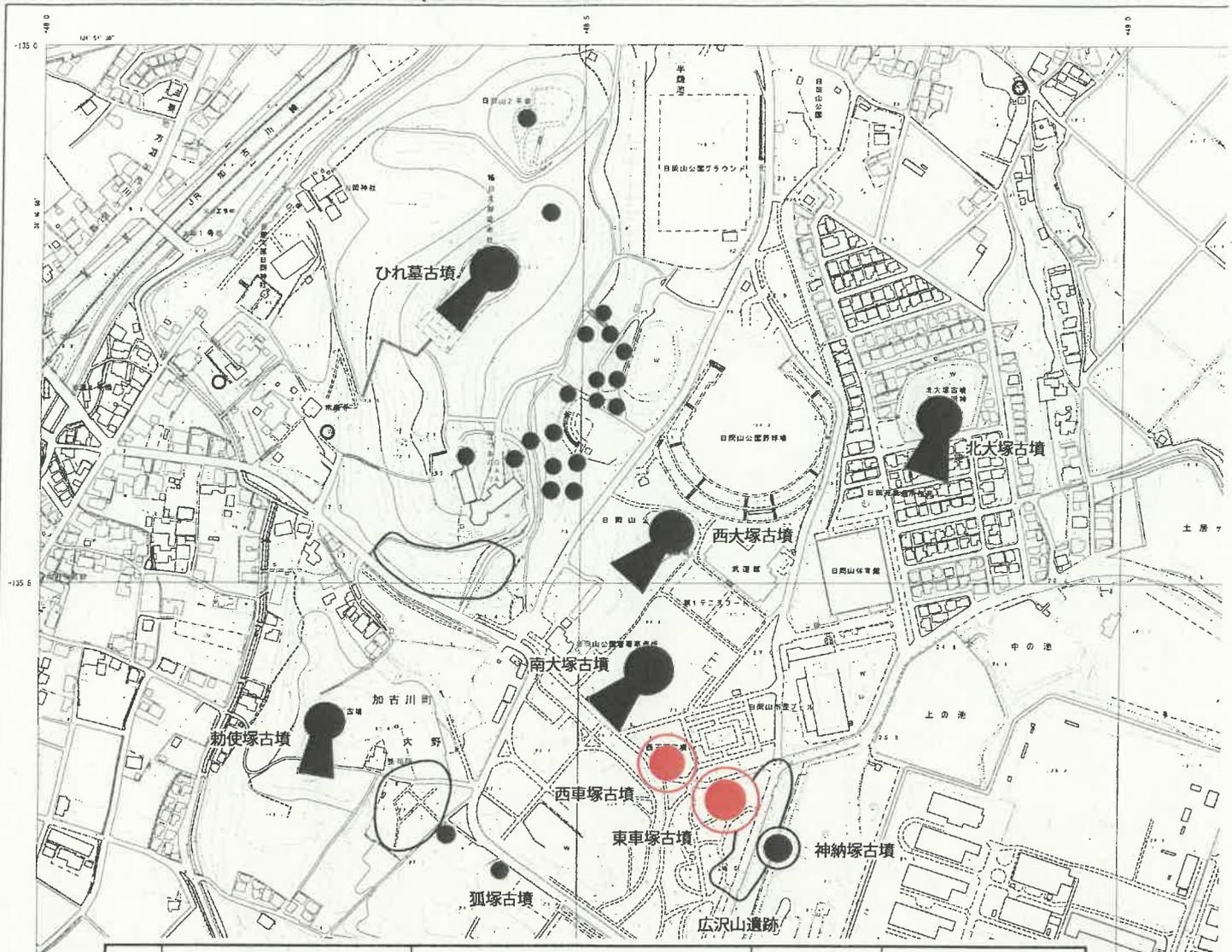
## 3節 加古川市の関連文化財群

加古川市の関連文化財群は、下表の6つの歴史文化のテーマのもとに基本ストーリーを設定します。

歴史文化のテーマ	基本ストーリー
① 加古の流れ ～川と平地と丘陵に育まれた自然と歴史～	<p>一級河川の加古川、農村集落、白砂青松の浜辺など、豊かな水と緑と温暖な気候に育まれた加古川は、古くから多くの人々の暮らしが営まれた地域です。</p> <p>古墳群や集落遺跡などからは、この地に積み重ねられてきた先人の暮らしが感じられます。</p>
② 宿の賑わい ～山陽道の駅、宿、舟運～	<p>加古川は、古くから東西に延びる街道、瀬戸内の海路、加古川舟運といった交通の要衝でした。古代山陽道にはわが国最大規模の賀古駅家が置かれていました。中世には播磨の守護所が置かれ、宿(しゅく)の機能が整いました。そして、近世には西国街道(山陽道)の街道筋の物資集散地として、宿場町が発達し、加古川の舟運に培われた伝統産業の国包建具の生産が始まりました。</p> <p>近代になり、山陽鉄道、播州鉄道、山陽電鉄、別府鉄道の開通、別府港の整備など、時代を越えて交易・交流の拠点として栄え、現代に続いています。</p>
③ 石と信仰 ～古墳の石棺と中世の石造物群、播磨国風土記の伝承～	<p>加古川、高砂、加西から産出する竜山石等の石材を用いて多様な石造物が作りあげられてきました。古墳時代の石室や石棺、中世の石塔や板碑、なかでも古墳の石棺材を加工した石仏(石棺仏)はこの地域の特色と言えます。また、『播磨国風土記』に伝わるイナビノオオイラツメの伝承やその陵とされる日岡陵、聖徳太子・法道仙人・教信上人・文観上人など、多くの伝説が伝わっています。</p> <p>これらの石の文化と伝説が、各地の寺社や地域住民によって受け継がれ、大切に守られています。</p>
④ 仏と神と鬼と人 ～伝説、祭礼、社寺に伝わる文化財～	<p>古くからの社寺が数多くある加古川では、信仰と祭礼の行事や空間が現在にも伝えられています。鶴林寺の鬼追い、宗佐八幡神社の厄除大祭、教信寺の野口大念仏などの大規模な祭礼とともに、生活に密着した身近な信仰が各地区で受け継がれています。</p>

<p>⑤ 水を治める ～ため池・用水路と農村文化～</p>	<p>加古川では古くから、暮らしと農業・畜産を支えるためにため池や用水等の開発が行われてきました。その土木技術の発達によって、新田開発や綿作が普及してきました。近代以降の農村では、稲作や畑作だけでなく、畜産業、タオル・靴下産業等の展開による近代化が進みました。古代から近世、そして近現代へと続く加古川の農村社会の展開として、農業や地場産業、水利施設、食文化等は、近代化によって変容したかに思える風景にも受け継がれています。</p>
<p>⑥ 近代化の風景 ～赤煉瓦、洋館、近代遺産～</p>	<p>古代から交通の要衝であった加古川では、宿場町と農村が並立していました。近代になると鉄道の開通以降、大規模肥料工場の創業、大規模毛織工場等の進出が続き、工業を軸とした都市へと変わっていきました。日中戦争から太平洋戦争には陸軍の施設が置かれ、その痕跡も各所に残っています。高度経済成長期には、遠浅の海岸を埋め立て大規模製鋼所が進出し、東播磨臨海工業地域の核として発展してきました。</p>

# 日岡山古墳群



第四節 豪族の誕生  
表7 日岡山古墳群の古墳の大きさ (単位メートル)

古墳名	墳形	全長	後円部径	後円部高	前方部高
日岡陵古墳	前方後円	85.5	47:	8	6
勅使塚古墳	前方後円	54.5	32.5	3	2.3
西大塚古墳	前方後円	67	40	3.5	1.0
南大塚古墳	前方後円	86.4	54	7.7	5
北大塚古墳	前方後円	59	52	6.9	—
狐塚古墳	円	—	約35	—	—
西車塚古墳	円	—	23	2.9	—
東車塚古墳	?	—	—	—	—

〔注〕日岡陵古墳を除く古墳の数値はおもに武庫川女子大学考古学研究会による実測図にもとづく。なお、昭和62年度より、市史編さんの事業として、これらの古墳の実測調査を実施している。その成果は第4巻、史料編Iに収録する予定である。

利にめぐまれている好条件によるものであらう。

なお、日岡山古墳群の現存する五基の前方後円墳は、すべて前方部を南西の方向に向けている。前方後円墳の方向についてはかならずしも定説があるわけではないが、前方部を平野側に向ける場合が多い。それは

国的に例が多い。

大きさは最大の日岡陵古墳でも全長八五・五メートルで、それほど大型の古墳はない。しかし、五基の前方後円墳をぶくむ八基が古墳群を形成しており、この地に連続する政権があったことをものがたっている。また日岡丘陵には、後期の群集墳がいとまれているから、ここは古墳時代のほぼ全期間を通しての墓所であった。

これらの墓の被葬者が支配した土地は、おそらく加古川左岸の平野であらう。一七三ページに述べているように、平野部には南西約二キロメートルの溝之口遺跡をはじめとして、平野・北在家・栗津などの弥生時代の遺跡があり、早くから耕地がひらかれたところである。なかでも溝之口遺跡は弥生時代初期から平安時代にかけての集落跡で、古墳時代の住居跡も発見されている。加古川の氾濫原の中にあつて地形的に安定し、しかも水

第二章 先史・原史時代

加古川下流域の古墳群を代表するのは、左岸にある日岡山古墳群と、それから約二キロメートル東に隔たった西条古墳群の二つである。両者ともその美態はあまりよくわかっていないが、墳形や出土品からみれば、日岡山古墳群は四世紀代にさかのぼり、西条古墳群の营造は五世紀代であつたようである。このような違いはあるが、両群の被葬者が日岡・神野の台地の南にひろがる平野を、約二〇〇年間にわたつて支配した人々であつたことは間違いない。さらにまた、この台地には、ひきつづいて古墳時代の後半期にあたる、小型古墳の密集した分布、いわゆる群集墳がみられる。つまり、畿内の西辺にあたる、摂津・播磨の瀬戸内に成立した地方豪族のうちでは、加古川下流域が古さといひ、存続期間といひ、もつとも安定した勢力であつたと考えられるのである。

では、この二つの古墳群について解説することにしてしよう。

**日岡山古墳群** 日岡山古墳群のある丘陵は、加古川左岸の平野の北にひろがる印南野台地の縁にあたり、加古川にも接している。最高所の日岡山は標高五八メートルの独立丘をなし、その頂部に日岡陵古墳、その南麓の平坦部に勅使塚古墳・西大塚古墳・南大塚古墳の計四基、さらにゆるい谷を隔てて東に、やはり前方後円形の北大塚古墳が現存する。そのほか、これらの南に狐塚古墳・西車塚古墳が円形の墳丘を残し、西車塚古墳の東約五〇メートルには消滅した東車塚古墳があつた。これら三基も周辺が変形をうけているから、もとは円墳ではなかつたかもしれない。とくに車塚は前方後円墳にしばしばつけられる名称で、全



写真 65 南大塚古墳の後円部

いこと、堅穴式石室を主体とすることなど、前期の古墳の特徴を備えている。前方部で採集された円筒埴輪の時期からみると、四世紀半ばごろの古墳であろう。

後円部には、墳丘の長軸に対して直角の方向をもつ堅穴式石室が露出している。内部は土がつまっていたり入ることはできないが、板石を小口積みにして四壁を築き、上に長さ二メートル、幅一メートルくらいの大きさの天井石を数個かぶせた、全長数メートルの堅穴式石室である。この古墳には前方部にも、長軸に直角方向の堅穴式石室がある。前を通る道のために前方部の一部が削られ、切断面に露出したもので、一九七〇年（昭和四五）および七六年の所見では、内径が三メートルほどの小型石室である。板石を小口積みにして内壁をつくり、床はU字形にくぼんだ粘土床で、上面に朱をほどこ

し、粘土床の下には厚さ一〇センチメートルほどの排水のための礫敷きが認められた。したがって、棺は割竹形木棺であったことがわかる。副葬品は三角縁神獸鏡と推定される鏡の小片のほか、わずかな鉄製品と滑石製品が知られているにすぎない。

西大塚古墳も墳丘の変形が著しいが、全長六七メートルの前方後円墳の形状をかなり残している。後円部の中央部には、四メートル四方くらいの範囲に、墳丘長軸にたいして直角方向に四すじの礫敷きがみら

また、被葬者が支配した土地とみなしてよさそうである。したがって、日岡山古墳群の方向と平野部の遺跡との関係は大へん興味深い。

## ひれ墓

日岡陵古墳は宮内庁の命名では、<sup>ひののまの</sup>日太<sup>らの</sup>郎<sup>の</sup>姫<sup>の</sup>命<sup>の</sup>日岡陵、またの名を<sup>ひら</sup>禰<sup>の</sup>墓<sup>と</sup>いう。それは『播磨国風土記』の伝承にもとづいている。景行天皇がこの地に住む<sup>い</sup>印<sup>の</sup>南<sup>の</sup>の<sup>り</sup>別<sup>の</sup>姫<sup>の</sup>（日本書紀）では播磨<sup>の</sup>日<sup>の</sup>太<sup>の</sup>郎<sup>の</sup>姫<sup>の</sup>（を）めとって皇后とする。年を経て別姫は城宮に遷じ、墓を日岡につくる。埋葬にあたって加古川をわたるとき、大きなつむじ風が吹き、遺骸は水中に没して行方がわからなくなった。ただ化粧道具をいれる小箱と、首からかける装身用の櫛だけが残り、二つの物を墓に葬ったので禰墓の名がついた。

皇陵であるため墳丘を観察することはできないが、一九二八年（昭和三）の宮内省による実測図があり、概要がわかる。この古墳については、一八八三年（明治一六）に皇陵として治定されたさい、前方部を付加したという意見がある。しかしこの図でみるかぎり、後円部と前方部の等高線が自然で、もともと一体のものであったとして誤りないと思われる。ただ、八〇メートルをこえるほどの古墳であるから、墳丘の斜面には二段程度の平坦部がめぐるのが普通であるが、実測図にはそれがあらわれていない。丘頂の古墳であるから変形が著しかったのかもしれない。墳形だけではつきりと年代を決めることはできないが、立地からいえば日岡山古墳群ではもっとも古く、四世紀代にさかのぼる古墳とみてよいであろう。

南大塚・西大塚  
・勅使塚・狐塚

南大塚古墳は前方部の前面が切断されており、後円部のすそもくずれているので、正確な大きさはわからないが、全長は約八六メートルと推定される。日岡陵古墳につぐ大きさである。周囲に幅一〇メートルばかりの浅い空濠がめぐる。後円部が前方部よりも三・五メートルほど高

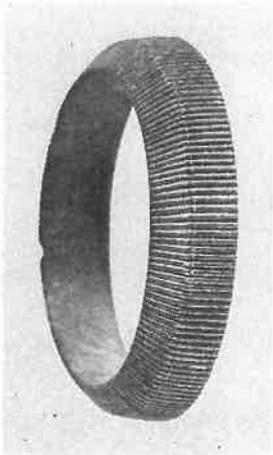


写真 66 東車塚古墳出土の石釧

ためてのちに述べる。

日岡山古墳群のほとんどが、日岡山の南東のすそにひろがる台地上に位置するのに対して、北大塚古墳だけはゆるい谷を隔てた東の台地上にある。他の古墳と同様、長軸を南西に向ける前方後円墳である。前方部はほとんど削りとられ、わずかな突出部となって残っている。現在の全長は五九メートルであるが、後円部の径が五二メートル、高さが約六・九メートルもあり、日岡陵古墳に匹敵する大きさである。前方後円墳の一般的な比率からすると、後円部の径と前方部の長さがほぼ等しいから、この古墳は全長一〇〇メートルに達することになる。後円部に比して前方部が高い。かつては後円部に幅一〇メートルをこえる濠がめぐっていたが、開発のため原形をとどめない。

墳丘からは円筒埴輪の破片が発見されている。明治年間に後円部が発掘され、石棺、鉄製武器類が出土したと伝える。

れる。礫の幅はまちまちで、二〇〜一〇〇センチメートルくらい。その間は四、五〇センチメートル幅の粘土質の土となる。これは埋葬施設が削られて、底部だけが残った状態と考えてよい。礫敷きの排水施設と粘土床をもつ、堅穴式石室か、粘土槨の構造をもつ主体部が二基、墳丘長軸に対して直角に並列していたと推定される。

勸使塚古墳は前方後円の墳形をわりあいよく残しているが、裾の輪郭が不明瞭である。全長五四・五メートル前後であろう。斜面の一部に基石がみられる。周濠はともなわない。一九六九年(昭和四四)にこの古墳から発見したという仿製三角縁神獸鏡が加古川総合文化センターに保管されている。しかし、墳丘にはそのような副葬品を掘りだしたような形跡がないので、日岡山古墳群中の別の古墳としたほうがよさそうである。南大塚古墳の前方部からの出土品ではないかとする説もある。

狐塚古墳は日岡山古墳群ではもともと南に位置する。現在は径約三五メートルの円形の墳丘を残しているが、円墳としては規模が大きすぎるので、他の古墳と同様、平野部に向いた前方後円墳であった可能性が高い。

西車塚・東車塚  
塚・北大塚

西車塚古墳は最大径約一五メートル、高さ約三メートルの不整な円形の墳丘を残すにすぎない。その東約五〇メートルに、かつて東車塚古墳があった。第二次大戦中、付近につくられた火薬庫のために半壊状態になっていたのが、戦後、土取りによって消滅した。主体部は一九五一年(昭和二六)に発掘されたが、詳細はわからない。出土品としては三角縁二神二獸鏡一、方格渦文鏡一、獸形鏡一、石釧二が残っている。三角縁神獸鏡は神戸市のへボソ塚古墳(真灘区本山町)と同范で、これについてはあら

## 日岡山公園再整備事業に伴う埋蔵文化財試掘調査の結果について

### 1 試掘調査結果の概要

- ①日岡山公園のうち、第1期工事の対象範囲を調査。
- ②計35か所の調査区を設定して調査を実施し、11か所から遺構を確認。
- ③遺跡としては、古墳2基（東車塚古墳・西車塚古墳）、集落遺跡1件（広沢山遺跡）に分類できる。
- ④各遺跡の検出標高は、東車塚古墳28.6~28.8m、西車塚古墳28.4m、広沢山遺跡28.2mを測り、現地表面から0.6~1.0m下にあたる。

### 2 発見された古墳の内容と日岡山古墳群について

#### 【日岡山古墳群】

日岡山の丘陵上に展開する古墳時代前期の古墳群である。前方後円墳5基が一つの丘陵上に密集しており、播磨地域で唯一（兵庫県下でも唯一）首長墓の系譜が追える古墳群と言われている。古墳群のうち最初に築かれたとされるひれ墓古墳（日岡陵古墳）は、宮内庁管理の陵墓参考地（景行天皇皇后「播磨稲日大郎姫命」墓）である。前方後円墳以外に4基の円墳が知られている。

古代の文献『播磨国風土記』に記されている特別な神話や伝承を持ち、5基の前方後円墳の存在から、この地に約100年間安定した権力を維持した地域首長が存在したと考える説がある。将来、国の指定史跡になる可能性が高い加古川市を代表する文化財（古墳）である。

#### 【東車塚古墳】

日岡山古墳群内の東側に築かれた円墳。昭和25（1950）年に土取り工事中に副葬品が採集されたが、その後墳丘は完全に失われ、正確な位置がわからなくなっていた。採集された副葬品の銅鏡・石製品は加古川市が保管し、市指定文化財となっている。

今回の調査において、6か所の調査区から周濠が検出され、幅11mの周濠が巡る径約38mの円墳であることがわかった。正確な位置やおおよその規模が把握できたことに加え、周濠からは埴輪片が出土し、この古墳が埴輪を樹立した古墳であったことが初めてわかった。埴輪の特徴や製作技法から、古墳時代前期半ば頃に古墳が築造された可能性がある。

#### 【西車塚古墳】

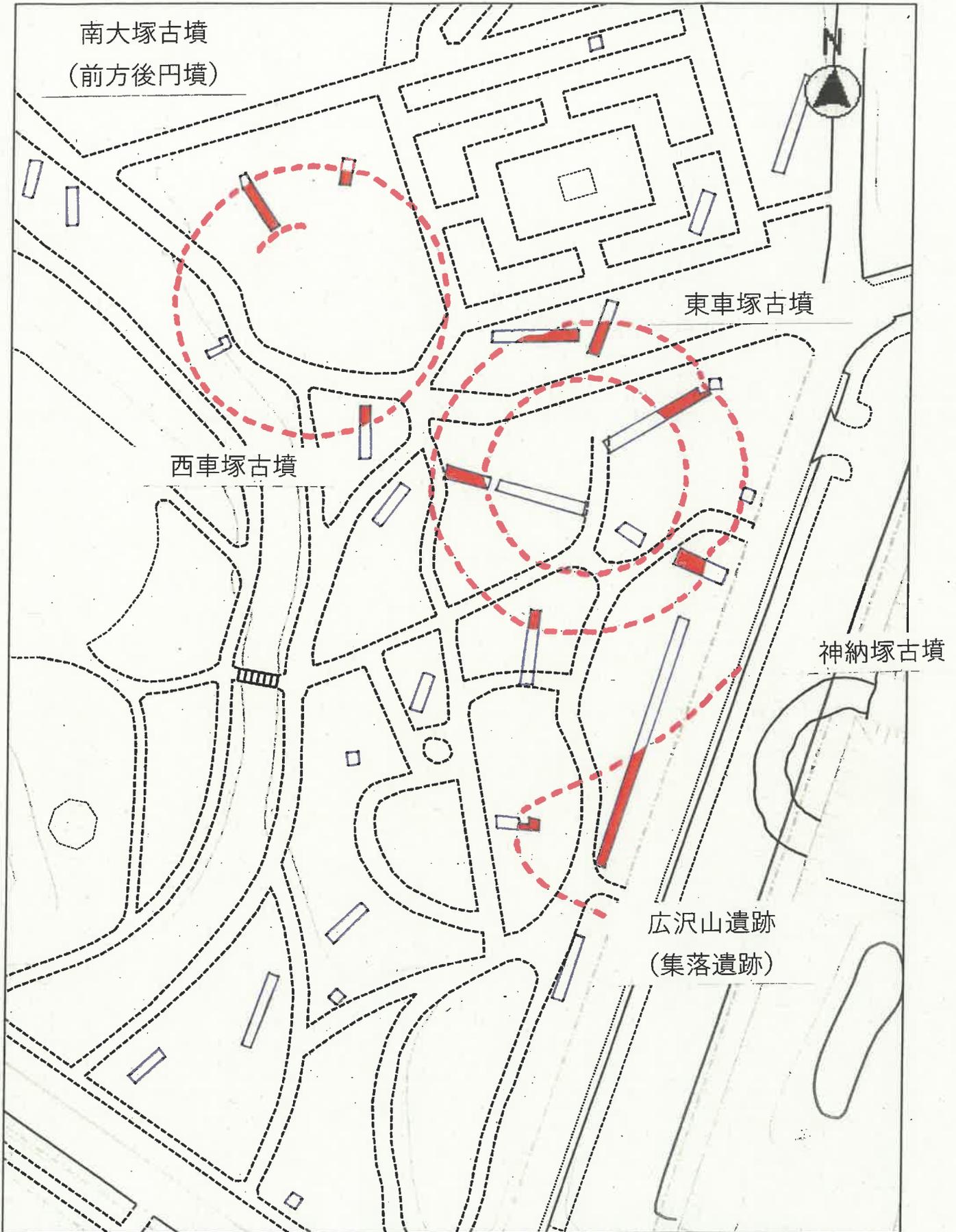
東車塚古墳の西側に隣接する円墳。昭和40年代の公園整備の際に墳丘の一部が削られ、その修復の際に現在の姿に復元したといわれている。現在は東西約23m、南北約19mの墳丘とその周囲を不整形の周濠が巡っている。

今回の調査において、3か所の調査区から周濠が検出され、詳細な規模は明確ではないが、幅10mの周濠が巡る径約32mの円墳の可能性が高まった。現在、地表に表現されている周濠の外側から築造時のものと考えられる周濠が検出されており、現在の復元が根拠のないものであることが判明した。おおよその規模が把握できたことに加え、周濠からは埴輪片が出土し、東車塚古墳と同様に埴輪を樹立した古墳であったことが初めてわかった。埴輪の特徴や製作技法から、古墳時代前期後半頃に古墳が築造された可能性がある。

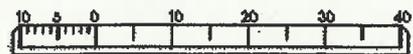
### 3 今回調査の評価

今回調査における大きな成果は、墳丘が削られ位置が不明となっていた東車塚古墳の正確な位置を確認できたことと、西車塚古墳を含めた2基の古墳のおおよその規模を把握できたことである。

これらの古墳は、日岡山古墳群を構成する円墳で、周濠から埴輪が出土したことから、各古墳の築造時期をある程度推測することが可能となった。古墳の配置は、令和2年度に発掘調査を実施した前期末頃の円墳である神納塚古墳の北西側にあたり、前方後円墳の南大塚古墳の南東側に3基の円墳が並ぶことが明らかとなった。今後、各地の古墳群の形成過程や計画性を研究する上で、重要な役割を果たすと考えられる。



縮尺 1 : 1000



□ . . . 調査坑

■ . . . 遺構検出範囲

--- . . . 遺跡範囲



写真1 東車塚古墳北東側周濠



写真2 東車塚古墳北側周濠



写真3 東車塚古墳西側周濠



写真4 東車塚古墳南側周濠



写真5 東車塚古墳周濠断面



写真6 東車塚古墳出土埴輪



写真7 西車塚古墳北西側周濠



写真8 西車塚古墳出土埴輪

## 日岡山古墳群 現地確認予定表

### 1 神納塚古墳

- ・古墳時代中期前半の円墳（墳丘 27m、視認不可）
- ・令和 2 年度の調査で、周濠の西側半分が残存
- ・駐車場のマーキングを確認

### 2 東車塚古墳

- ・古墳時代前期後半の円墳（墳丘 38m、視認不可）
- ・今回の調査で、正確な位置や規模が判明  
（想定されていた場所より、数十m南西側）

### 3 西車塚古墳

- ・古墳時代前期後半の円墳（墳丘 32m、視認可）
- ・今回の調査で、正確な位置や規模が判明  
（現在の墳丘よりひと回り大きい）

### 4 南大塚古墳

- ・古墳時代前期後半の前方後円墳（墳丘 90m、視認可）

### 5 西大塚古墳

- ・古墳時代前期後半の前方後円墳（墳丘 74m、視認可）

# 令和4年度

## 東播磨・北播磨地区社会教育・公民館研究大会 開催要項

- 1 趣 旨 社会教育法の改正や、各市町の社会教育施設の運営への指定管理者制度の導入など、変動する社会情勢の中で社会教育の中心的役割を担う社会教育委員と公民館職員らが共に任務の重要性を認識し、研修を深め、地域の生涯学習の振興に資するため、この大会を開催する。
- 2 研究テーマ 「公民館活動の活性化と社会教育委員の任務」
- 3 日 時 令和4年10月20日（木）13：30～15：00（受付13：00～）
- 4 主 催 東播磨・北播磨地区社会教育委員協議会  
東播磨・北播磨地区公民館連絡協議会
- 5 後 援 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所  
高砂市教育委員会
- 6 会 場 高砂市文化保健センター 中ホール  
（高砂市高砂町朝日1丁目2-1 〈TEL 079-442-4831〉）
- 7 参加者 東播磨・北播磨各市町社会教育委員・同公民館職員及び社会教育関係者  
約70名
- 8 日 程

13:00～	13:30～	13:45～	13:55～	14:55	15:00
受 付	開 会 行 事	開 催 地 紹 介	講 演		閉 会 行 事

- ・開会行事 13：30～13：45  
開会のことば 公民館連絡協議会 副会長 岸 本 孝 司  
挨拶 社会教育委員協議会 代 表 梶 原 好 博  
祝 辞 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所  
所 長 荒 木 和 仁 様  
高砂市教育長 衣 笠 好 一 様
- ・開催地紹介 13：45～13：55
- ・講 演 13：55～14：55  
演 題 「スクールカウンセラーから見た子ども・学校・地域」  
講 師 スクールカウンセラー、臨床心理士、公認心理師  
中村経子（なかむら のりこ） 氏
- ・閉会行事 14：55～15：00  
閉会のことば 公民館連絡協議会 副会長 大 藤 由 美

## 令和4年度兵庫県社会教育研究大会 開催要項

### 1 趣 旨

県内の社会教育委員及び社会教育関係者が一堂に会し、活動目標「社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の社会教育の在り方の推進」、「豊かな人間関係を育む地域社会の創造にむけた、社会教育の推進」のもと、県内における活動状況や研究成果を相互に交換し、社会教育の推進についての課題や社会教育委員の役割、活動について研究協議を行い、社会教育の振興に資する。

2 期 日 令和4年11月30日（水） 13：00～16：00

（後日オンデマンド配信：予定期間 1月上旬～3月末）

3 会 場 神戸市教育会館大ホール他（神戸市中央区中山手通4丁目10番5号）

4 参 加 者 社会教育委員、社会教育関係者等（各市町3名まで）

### 5 日 程

12：30～13：00	受 付
13：00～13：15	開会行事 あいさつ・日程説明等
13：15～14：15	講演（大ホール） 演題 「協働による共創」 ～若者×地域 未来を創るプラットフォーム～（仮） 講師 淡路ラボ推進事務局 代表取締役 山中 昌幸 氏
14：15～14：45	休憩・移動
14：45～16：00	分科会（大ホール他）
16：00	閉会

※ 分科会の会場は、当日お知らせします。（神戸市教育会館会内）

### 6 分科会について

#### ○ 第1分科会（地域づくり）

発表題	地域のまなびの場づくりを考える	
協議の柱	学びの場を充実させるための方策について	
発 表	宝塚市社会教育委員	大西 登司恵 氏
	伊丹市社会教育委員 会長	波多江 みゆき氏
	川西市社会教育委員 議長	野崎 洋司 氏
	猪名川町社会教育委員	多田 千景 氏
	三田市文化スポーツ課	上野 耕平 氏
助 言	宝塚市社会教育委員	種村 文孝 氏
司 会	宝塚市社会教育委員 議長	西本 望 氏
記 録	宝塚市教育委員会社会教育課	係長 河本 雄生 氏

#### ○ 第2分科会（学校・家庭・地域の協働）

発表題	「自らも楽しむ地域活動」	
協議の柱	地域の教育力のさらなる向上について	
発 表	稲美町社会教育委員	増本 仁美 氏
助 言	加古川市社会教育委員長	後藤 強 氏
司 会	高砂市社会教育委員	片岡 さわ子 氏
記 録	播磨町社会教育委員事務局	藤井 丈夫 氏

○ 第3分科会（地域づくり）

発表題	みんながつくる公民館～豊かな人間関係を育む場所づくり～
協議の柱	世代、立場を越えて人が集い学ぶ場所づくり
発表	姫路市立勝原公民館 元館長 吉井 さと子氏
助言	姫路市社会教育委員 尾崎 公子 氏
司会	姫路市生涯学習課 課長補佐 儀武 裕子 氏
記録	姫路市生涯学習課 主任 濱口 郁央 氏

7 参加申込みについて

- (1) 下記URL又はQRコードより申込みフォームへ接続いただき、令和4年11月17日（木）までに、参加登録をお願いします。  
（1つの申込みフォームで、3名まで登録可能です。）
- (2) 登録が完了しましたら、登録いただいたメールアドレスへ登録完了のメールが自動送信されますので、ご確認をお願いします。登録翌日にもメールが届かない場合は、再度ご登録いただくか、担当までご連絡をお願いします。
- (3) 参加分科会について、第2希望の分科会へのご参加をお願いする場合のみ、前日までにご登録いただいたメールアドレスあて連絡します。連絡がない場合は、第1希望の分科会へご参加ください。

(申込みフォームURL)

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?acs=kenkyuutaikai>



8 その他

- 当日は、入口での検温や手指の消毒、マスクの着用等、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力願います。また、体調が優れない場合は、来場でのご参加をお控えいただき、後日予定している、オンデマンド配信の期間にご視聴願います。

〔問合せ先〕

兵庫県社会教育委員協議会事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県教育委員会事務局社会教育課内（担当：稲家）

Tel 078-362-3782 Fax 078-362-3927

E-Mail Fukuko\_Inaya@pref.hyogo.lg.jp